

募集要項

美容総合学科(ビューティ&ブライダルコース)



対象者	※次のすべての条件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・求職者及び離職者で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方 ・概ね45歳未満の方 ただし、45歳以上の方であっても、以下のすべての要件を満たす場合は可能 ・有期労働契約による非正規雇用労働など、不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないこと等により能力開発機会が乏しかった方、又は、出産・育児等により長期間離職していた女性等 ・国家資格等、高い知識及び技能を習得し、正社員就職を希望する方 ・当該訓練コースを修了し、対象資格等を取得する明確な意思を有する方 ・ハローワークにおいてジョブカードを活用したキャリアコンサルティングを受け受講が必要と認められる方（原則募集期間中にキャリアコンサルティングを受けてください） <p>※新規学卒者（H31.3月卒）及び学卒未就職者（H30.3月卒）で、受講申込時点で学校卒業1年以上経過していない方は対象外となります。</p>
	平成31年4月5日(金)～平成33年3月5日(金) 月曜日～金曜日 9:05～17:00
定 員	2名
受 講 料	無料。但し、テキスト代等自己負担が必要です。※下記記載
訓 練 実 施 校	国際デザイン・ビューティカレッジ 〒780-0935 高知市旭町2丁目22-58 (TEL: 088-875-0099)
募 集 期 間	平成31年2月7日(木)～平成31年3月6日(水)
申 し 込 み	①公共職業訓練受講申込書（写真貼付：正面半身脱帽・3ヶ月以内撮影・縦4cm×横3cm） →職業安定所窓口にて申込み、提出 ②入学願書、受験票、高等学校等の卒業証明書および成績証明書、封筒2種類 ③上記②で確認ができない箇所を証明する書類 (②は、国際デザイン・ビューティカレッジへ持参、又は郵送。3月6日必着。)
説 明 会	3月6日までのオープンキャンパスの予定はありません。学校見学及び個別相談は随時行っていますので、電話でお問い合わせください。
入 校 試 験	平成31年3月14日(木)(9:30～受付) 10:00開始 場所：高知市旭町2丁目22-58 国際デザイン・ビューティカレッジ ※面接を行いますので、面接に適した服装でおいでください。 駐車場は使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。
合 否 発 送 日	平成31年3月22日(金)本人自宅あて郵送にて発送します。
入 学 時 費 用 (2年間の自己負担額)	受講料は無料です。但し、各資格登録料・資格受験料は自己負担となります。 テキスト、受験必須検定料、クラス研修費、写真代、学生証、IDカード、 学生の手引き、健康診断、校友会費、学生災害傷害保険、インターンシップ 活動賠償責任保険、学園祭費、補助教材など 2年間合計186,775円
そ の 他	自転車用駐輪場はありますが、バイク用駐輪場は許可制です。学生用駐車場はありません。 入校後は、訓練実施校の学則等を守ってください。
注 意	この訓練は、平成31年度高知県当初予算が議決されなかった場合は中止します。

実施主体：高知県（問い合わせ先：高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607）

訓練科名	美容総合学科 (ビューティ&ブライダルコース)		就職先 美容室等	
施設名(市町村)	国際デザイン・ビューティカレッジ(高知市)			
訓練目標	美容師資格取得に向け基礎技術や衛生技術を徹底し、顧客満足や経営効率など、総合的に考え行動できる美容師を養成することを教育目標とする。			
仕上がり像	美容業界で幅広く活躍できる人材育成を目指す。			
必修科目	科目	訓練の内容	時間	
	行事	入学式、クリエーション大会、校外研修、学園祭、就職研修、ビジネスマーケティング講座、卒業式		
	関係法規・制度	美容師法全般の講義	33	
	衛生管理	衛生業務に関する講義	100	
	保健	人体組織、器官、皮膚、毛髪に関する講義	100	
	香粧品化学	薬学、取り扱いに関する講義	66	
	技術理論	美容技術全般に関する講義	167	
	運営管理	運営、経営全般に関する講義	33	
	文化論	美容の歴史、芸術等に関する講義	66	
	実習	基礎技術、基本操作の実技実習	1000	
	美容総合技術	コース選択の応用技術・専門技術の実技実習	660	
総合計時間			2,225	
就職支援内容	校内に就職支援室を設置し、就職情報の共有や個別ガイダンスを行う。学園本部就職担当部署から情報提供。年4回の就職研修の実施など。			
目標とする各種資格検定等	国家試験美容師			

お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークの就職支援を受ける必要があり、ハローワークへの来所日が指定されています。(注: 来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。)
- ▶指定来所日は、1ヵ月毎に1回あり、本コースの指定来所日は、該当者に別途お知らせします。